

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目 次

規則

○秋田県財務規則の一部を改正する規則(五〇・財政課)……………1

○秋田県病院事業財務規則の一部を改正する規則(五一・県立病院改革推進室)……………2

規 則

秋田県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十九年七月三日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第五十号

秋田県財務規則の一部を改正する規則

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第五号及び第六号中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第三条第一項第一号の表(イ)の項中「である土地」を削り、「地上権」を「私権」に改める。

第四条中「出納長、副出納長」を「会計管理者」に改める。

第五条第一号の表(ハ)の項中「出納長」を削り、同条第二号中「出納長及び副出納長並びに」を「会計管理者及び」に改め、同

出納長合議事項	一件の金額三、〇〇〇万円以上	副出納長合議事項	一件の金額三、〇〇〇万円以上
---------	----------------	----------	----------------

会計管理者合議事項	一件の金額三、〇〇〇万円以上	すべての事項	すべての事項
-----------	----------------	--------	--------

号の表中

一件の金額三億円以上	一件の金額二億円以上	項
増減額が三、〇〇〇万円以上	増減額が三、〇〇〇万円以上	
一件の金額三、〇〇〇万円以上	一件の金額三、〇〇〇万円以上	

を

一件の金額二億	増減額が三、〇	一件の金額三、〇
円以上	万円以上	万円以上

事項

〇〇〇

〇〇〇

円以上

〇〇万

〇〇〇

〇〇〇

り、「地上権」を「私権」に改める。

第九条を次のように改める。

第九条 削除

第十条の見出しを「(会計管理者事務の専決)」に改め、同条

第一項中「出納長の事務のうち、副出納長」を「会計管理者の事務のうち」に、「副出納長専決事項にあつては出納長の、会計管

財課長専決事項又は総務事務センター長専決事項にあつては副出納長」を「会計管理者」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同条第二項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第十条の二の見出しを「(会計管理者決裁事項の代決)」に改め、同条第一項中「出納長」を「会計管理者」に、「副出納長」を「出納局次長の職にある出納員」に改め、同条第二項中「副出納長」を「出納局次長の職にある出納員」に、「は、出納長の決裁事項について出納局次長の職にある出納員」を、「出納局次長の職にある出納員に事故があるとき若しくは出納局次長の職にある出納員が欠けているとき又は出納局次長を置かないときは、当該決裁事項が会計管財課に属する事務に係る場合は会計管財課長の職にある出納員が、当該決裁事項が総務事務センターに属する事務に係る場合は総務事務センター長の職にある出納員」に改め、同条第三項及び第四項を削る。

第十一条中第一項及び第二項を削り、第三項を第一項とし、第四項を第二項とし、同条第五項中「第十条(出納長事務の専決)第二項」を「第十条(会計管理者事務の専決)第二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項から同条第九項までを二項ずつ繰り上げる。

第十二条中「出納長を」を「会計管理者を」に、「出納長及び副出納長」を「会計管理者」に改め、同条の表中「出納長から」を「会計管理者から」に、「出納長及び副出納長」を「会計管理者」に、「出納長の」を「会計管理者の」に改める。

第十二条の二の見出し中「出納長事務」を「会計管理者事務」に改め、同条中「第十条(出納長事務の専決)第二項各号」を「第十条(会計管理者事務の専決)第二項各号」に改める。

第十三条第二号の表出納局の項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第十六条の見出し中「出納員」を「会計管理者」に改め、同条第一項中「出納員」を「会計管理者、出納員」に改め、同条第二項中「おいては、」の下に「出納員、現金取扱員及び物品取扱員の」を加える。

第十七条中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第十八条中「又は」の下に「会計管理者、」を加える。

第二十六条第一項中「法」を「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。)」に、「出納長」を「会計管理者」に改め、同条第二項及び第三項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第二十七条第二項、第二十八条第三項及び第四項、第三十一条第三項、第三十二条第二項、第三十三条第二項、第三十四条第二

項、第三十五条第二項、第四十六条、第六十二条第二項、第六十四条第一項、第八十二条第一項、第八十四条、第八十四条の二第一項及び第三項、第二百二十三条第一項及び第二項、第二百二十四条第四項、第二百二十五条第二項、第二百二十六条、第二百二十六条の二、第二百二十七条第一項及び第二項、第二百二十九条第二項、第二百二十九条の二、第二百二十九条の三、第三百三十一条、第三百三十二条第一項、第三項及び第四項、第三百三十四条第一項、第三百三十七条の二第一項から第三項までの規定、第三百三十九条、第四百零一条第一項及び第二項、第四百零一条、第四百零三条第一項から第四項までの規定、第四百四十六条第一項、第四百四十七条から第四百四十九条までの規定、第五百五十条第二項、第五百五十一条、第二百六十六条、第二百六十五条第一項、第二百六十六条から第二百七十条までの規定、第二百七十三条第一項、第二百七十四条第二項及び第三項、第二百七十五条、第二百八十四条、第二百八十八条第二項、第二百八十九条、第二百九十六条第二項、第二百九十七条第一項及び第三項から第五項までの規定、第二百九十八条、第二百九十九条、第三百零一条、第三百零三条から第三百零五条までの規定、第三百零一条、第三百零三条並びに第三百零四条中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第三百二十九条の五及び第三百三十八条第二項中「である土地」を削り、「地上権」を「私権」に改める。
 第三百四十一条第三項、第三百六十一条第二項、第三百七十条、第三百七十一条、第三百九十条の見出し、第三百九十三条の二第二項、第三百九十四条第二項、第四百九条並びに第四百十二条第一項及び第三項から第五項までの規定中「出納長」を「会計管理者」に改める。
 第四百十四号第二号中「出納長事務」を「会計管理者事務」に、「出納長決裁事項」を「会計管理者決裁事項」に改める。
 附則
 この規則は、平成十九年七月四日から施行する。

秋田県病院事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成十九年七月三日

秋田県知事 寺田典城
 秋田県規則第五十一号
 秋田県病院事業財務規則の一部を改正する規則
 秋田県病院事業財務規則（昭和四十四年秋田県規則第五十号）の一部を次のように改正する。
 目次中「第八十七条」を「第八十六条」に改める。

第二条第三号、第七条第一項及び第三項並びに第九条（見出しを含む。）中「出納長」を「会計管理者」に改める。
 第二十二号中「ときは、」の下に「現金領収印（別記様式）を押しした」を加える。
 第五十五条、第六十八条及び第七十九条第一項中「出納長」を「会計管理者」に改める。
 第八十条の見出し中「出納長」を「会計管理者」に改め、同条第一項中「出納長」を「会計管理者」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条第二項中「出納長」を「会計管理者」に、「行なわせる」を「行わせる」に改める。
 第八十四条第二項及び第三項並びに第八十五条中「出納長」を「会計管理者」に改める。
 第八十七条を削る。
 様式第一号から様式第二十五号まで及び様式第二十七号から様式第五十九号までを削り、様式第二十六号を別記様式とする。

附則
 この規則は、平成十九年七月四日から施行する。

発行者 秋田県

購読料金 一月三千六百七十五円（税込）

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話 862-8766 FAX 863-0005
 E-mail: matsubara@natsubara-insatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄

